「労働保険適用徴収システムに係るハードウェア・ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（本省サーバ機器）調達仕様書（案）」に対する意見招請の結果について

平成27年9月
厚生労働省労働基準局

標記について、意見招請を行ったところ、以下のようなご意見等をいただきましたが、お寄せいただいたご意見とそれに対する当省の考え方は次のとおりです。

	種類	ページ	項目番号	該当箇所	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の提出理由	回答
1	本紙	2	1(5)②	・・・・基盤見直し等により変更する可能性がある。	現時点で判明している変更があれば、お教えください。その場合、変更内容を追記すべきと考えます。	変更点を明確にすることで、受注後の認識の相違を避けるためです。	現時点で判明している変更については、別紙2応札者に開示する資料のうち、主に「次期システム関係資料」を参照してください。 なお、仕様書は原案のとおりとします。
2	本紙	5	3(1)表3-1No.2	必要に応じて全ての関連事業者等との調整を行うこと。	以下の内容に修正すべきと考えます。 「必要に応じて全ての関連事業者等（政府共通プラットフォーム含む）との調整を行うこと。」	政府共通プラットフォーム側との調整する役務を明確にすることで、受注後の認識の相違を避けるためです。	ご意見いただきました政府共通プラットフォームとの対応については別紙6(D-13)等の要件として追加をします。
3	本紙	6	3(1)表3-1	-	稼働後の保守作業として、次期システムの保守事業者の役務であるキャパシティプランニグに係り、各サーバのキャパシティ情報の取得・情報連携が本受注者の役務となると考えます。その場合、情報取得の頻度、タイミング等について記載すべきと考えます。	応札業者の解釈によって費用見積に差異が生じるためです。	キャパシティ情報の取得・情報連携については受注者の役務ではなく、運用事業者の役務となります。 なお、仕様書は原案のとおりとします。
4	本紙	9	3(1)②カ	-	下記の内容を追記すべきと考えます。 「受注者が納入するハードウェア・ソフトウェアに依存するドキュメントの修正作業を行なうこと。」 また、対象となる規模について追記すべきと考えます。	受注者が納入するハードウェア・ソフトウェアに依存する開発資材については受注者にて修正することが適切であると考えるためです。また、受注者の責任範囲を明確にし、受注後の認識の相違を避けるためです。	ドキュメントの修正作業について、受注者が納入するハードウェア・ソフトウェアに依存する資材があった場合、その資材が更改AP事業者の成果物であれば原則更改AP事業者により修正を行うものとします。ただし、受注者においては修正に必要な情報の提供や問合せ対応等の支援をいただくこととなります。 反対に、受注者の成果物においても、必要に応じて更改AP事業者等の関連事業者より情報提供等を受け、受注者にて必要な修正を行うものとご理解ください。 なお、仕様書は原案のとおりとします。
5	附属文書1	15	4(10)②ア(ア)	ファイアウォールや不正侵入保護システムを利用する場合にはISO/IEC15408 セキュリティ評価基準の認定を受けている製品を採用すること。	左記項目を削除すべきと考えます。	製品選定の幅を広げるためです。	本項目は情報セキュリティ要件上、必要な項目であり、仕様書は原案のとおりとします。
6	附属文書1	16	4(11)①イ	・・・主に「適用徴収システム関係資料（RSシステム除く）-基本設計書-システム論理設計書」を参照すること。	下記の内容を追記すべきと考えます。 「また、参照文書と矛盾を生じさせないこと。」	要件を明確にして、受注後の認識の相違を避けるためです。	仕様書は原案のとおりとしますが、参照文書に沿った製品を導入していただくことを想定しています。
7	附属文書1	17	4(11)②イ	・・・主に「適用徴収システム関係資料（RSシステム除く）-基本設計書-システム論理設計書」を参照すること。	下記の内容を追記すべきと考えます。 「また、参照文書と矛盾を生じさせないこと。」	要件を明確にして、受注後の認識の相違を避けるためです。	仕様書は原案のとおりとしますが、参照文書に沿った製品を導入していただくことを想定しています。
8	附属文書1	17	4(11)②イ(ア) B)	受注者が動作保証できるソフトウェアであること。ただし、厚生労働省から提供するソフトウェアについては単体での動作保証は対象外とする。	下記の内容を追記すべきと考えます。 「なお、厚生労働省から提供されるソフトウェア等を受注者の納入する製品に対して適用後に生じた問題については、受注者が主体となって解決すること。」	受注者の責任範囲を明確にし、受注後の認識の相違を避けるためです。	ご意見を踏まえ、仕様書に追記します。
9	附属文書1	18	4(12)①イ(ア) B)	設置先のLAN に接続し、正常に使用できること。	下記の内容に修正すべきと考えます。 「全国の地方拠点及び労働基準監督署の設置先のLAN に接続し、正常に使用できること。」	本動作確認の規模を明確に記載することで、受注後の認識の相違を避けるためです。	仕様書は原案のとおりとしますが、詳細については別紙12を確認してください。

	種類	ページ	項目番号	該当箇所	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の提出理由	回答
10	附属文書1	18-19	4(12)①イ(ア) B)	・ クライアント端末と適用徴収システムサーバ間 ・ クライアント端末と運用監視サーバ等間 ・ クライアント端末とRS システムサーバ間 ・ OCR サーバと適用徴収システムサーバ間 ・ OCR サーバと運用監視サーバ間 ・ OCR 管理端末と運用監視サーバ間 ・ RS システムサーバと運用監視サーバ間 ・ 適用徴収システムサーバと他システム間	以下の内容に修正すべきと考えます。 ・ クライアント端末と適用徴収システムサーバ間 ・ クライアント端末とRS システムサーバ間 ・ 運用管理端末と適用徴収システムサーバ間 ・ 運用管理端末とRS システムサーバ間 ・ 運用管理端末とOCR サーバ間 ・ 運用管理端末と運用監視サーバ間 ・ OCR サーバと適用徴収システムサーバ間 ・ OCR サーバと運用監視サーバ間 ・ OCR 管理端末と運用監視サーバ間 ・ RS システムサーバと適用徴収システムサーバ間 ・ RS システムサーバと運用監視サーバ間 ・ 適用徴収システムサーバと運用監視サーバ間 ・ 適用徴収システムサーバと他システム間 ・ RS システムサーバと他システム間	誤記及び不足している内容があると考えられ、動作確認の範囲を正確に示すことで、受注後の認識の相違を避けるためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の該当箇所を修正します。
11	附属文書1	21	4(13)②	・・・更改AP 事業者が実施する移行に係る一連の作業について、支援を実施すること。 また、リハーサルを実施する場合には、対応すること。	支援及びリハーサルの想定頻度を記載すべきと考えます。	応札業者の解釈によって費用見積に差異が生じるためです。	支援内容については更改AP事業者等の関連事業者による作業時の立会い、障害発生時の技術的な調査等支援及びその他問合せ対応等を想定しています。 頻度等の詳細については、別紙2応札者に開示する資料のうち、「次期システム関係資料ーシステム移行関連資料」を参照して下さい。 なお、仕様書は原案のとおりとします。
12	附属文書1	21	4(13)②	更改AP事業者が実施する移行に係る一連の作業について、支援を実施すること。	移行支援を行なう期間、内容、場所を追記すべきと考えます。また、支援を行なう場所については、移行作業が行なわれている場所にての立会いが必要となると考えます。	左記の観点を明確に記載することで、受注後の認識の相違を避けるためです。また、作業場所については、立会いを必須とすることで、有事の際の対応がスムーズになるためです。	同上
13	附属文書1	21	4(13)②	移行対象は、現行ハードウェア、ソフトウェア及びシステム移行に伴う各種機器（サーバ、ネットワーク機器、端末等）の設定情報の調整、初期セットアップとし、・・・	以下の内容を追記すべきと考えます。 「受注者が納入するハードウェア・ソフトウェアに依存する開発資材（JOBNET等）の修正作業を行なうこと。」 また、対象となる規模について追記すべきと考えます。	受注者が納入するハードウェア・ソフトウェアに依存する開発資材については受注者にて修正することが適切であると考えるためです。また、受注者の責任範囲を明確にし、受注後の認識の相違を避けるためです。	受注者が導入する製品に係る受注者が作成した起動・停止のバッチプログラムやジョブネット等の作成・修正については、受注者の責により実施するものとします。 なお、仕様書は原案のとおりとします。
14	附属文書1	23	4(16)①ア	運用における作業負荷を低減するため、契約後に厚生労働省が提供する設定情報等により、納入するハードウェア、ソフトウェアの起動・停止等の手順を自動化すること	下記に修正すべきと考えます。 「運用における作業負荷を低減するため、契約後に厚生労働省が提供する設定情報等により、納入するハードウェア、ソフトウェアの起動・停止等の手順を自動化し、当該自動化ジョブについて基盤ジョブ関連資材（ジョブ一覧等）を作成し納入すること。」	基盤ジョブ関連資材については、受注者が納入するハードウェア・ソフトウェアに依存するものであり、受注者しか作成できないと考えるからです。また、当該作業が存在することを明確にすることで、受注後の認識の相違を避けるためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の該当部分を修正します。
15	附属文書1	24	4(16)①ウ(ア)	（ア）　リモート稼働監視 運用事業者が不在となる夜間帯においては、夜間稼働中のサーバ（事業場公開サーバ、電子申請関連サーバ等）のハードウェア・ソフトウェア及びスケジュールジョブの状態のリモートにて監視を行い、障害を検知した際は、適切な対応を行うこと。導入した機器に対して、リモート監視を実施すること。	下記の内容を追記すべきと考えます。 「運用事業者・AP保守事業者不在時（夜間・休日）は、事象・重要度の切り分けまで行うこと。また、リモート稼働監視は、24時間365日行うこと。」	受注者の責任範囲を明確にし、受注後の認識の相違を避けるためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の一部を修正します。

	種類	ページ	項目番号	該当箇所	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の提出理由	回答
16	附属文書1	24	4(16)①ウ(イ)	（イ） Web の改ざん監視 オンラインサービスに対して、外部からの攻撃によりコンテンツが改ざんされていないか1 時間間隔で確認を実施すること。	下記の内容を追記すべきと考えます。 「監視は24時間365日行なうこと。」	外部攻撃の発生を十分に監視するために必要であると考えられるためです。	設計検討の結果、事業場公開機能については政府共通プラットフォームへ移行するため、当該部分については仕様書から記載を削除します。
17	附属文書1	29	4(17)④イ(ア)	・・・インストール及び設定に当たっては、機器設定手順書・設定確認報告書及び設定定義書を作成し、検証環境にて影響調査を行った上で実施すること。なお、厚生労働省から提供する設定情報（インフラストラクチャ詳細設計書等）が存在する場合はそれに準ずること。	下記の内容を追記すべきと考えます。 「なお、政府共通プラットフォーム側へのサーバ追加・削除等、サービス変更による費用が発生する場合においては、厚生労働省と協議の上、受注者にて費用を負担すること。」	事業場公開機能でのサーバ追加等による政府共通プラットフォーム側費用分担について、明確に記載されていないためです。	「事業場公開機能でのサーバ追加等による政府共通プラットフォーム側費用」については本調達の範囲外です。よって、仕様書は原案のとおりとします。
18	附属文書1	29	4(17)④エ	厚生労働省の依頼に基づき、検証環境及び本番環境の変化（外的要因による変化を含む）へのアプリケーション変更に伴う対応や性能改善を目的として、ハードウェア及びソフトウェアのパラメータ（機器パラメータ）の見直し、設定変更及び動作確認を行うこと。	稼動後のパラメータ見直しに伴う設定変更の頻度について、想定回数を記載すべきと考えます。	応札業者の解釈によって費用見積に差異が生じるためです。	当該作業は、月1回から2回程度の実施を想定しています。なお、仕様書は原案のとおりとします。
19	附属文書1	29	4(17)④エ	-	下記の内容を追記すべきと考えます。 「事業場公開機能に導入したソフトウェアについて設定変更が必要な場合、受注者は、サービス利用依頼書（政府共通プラットフォーム担当府省への作業依頼書）を作成し、厚生労働省の承認を得た上で、政府共通プラットフォーム担当府省と調整し作業を依頼すること。」	政府共通プラットフォームへ提示するサービス利用依頼書に関する作業が明記されていないためです。	政府共通プラットフォームにおける設定変更等については更改AP事業者にて実施することを想定しているため、仕様書は原案のとおりとします。
20	別紙5	2	表5-1項番12,13,14	・機器諸元一覧 ・取扱説明書 ・操作マニュアル	下記の項目を追記すべきと考えます。 ・基盤ジョブ関連資材（ジョブ一覧等）	受注者が納入するハードウェア・ソフトウェアに依存する開発資材については受注者の作業範囲であり、納品対象となると考えられるためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の該当部分を修正します。
21	別紙6	6	D-3②	・サーバ及びネットワーク機器が記録する400以上のログを分析する能力を有すること。	左記項目を要件から削除すべきと考えます。	製品選定の幅を広げるためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の該当部分を修正します。
22	別紙6	7	D-9⑫	「・グリーン購入法及び国際エネルギースタープログラムの適用対象外とする。」の記載がない。	下記の項目を追記すべきと考えます。 「グリーン購入法及び国際エネルギースタープログラムの適用対象外とする。」	製品選定の幅を広げるためです。	ご意見を踏まえ、別紙6「ハードウェアの共通仕様」を修正します。
23	別紙6	8	D-11③	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。	USBフラッシュドライブによる起動とし、内蔵ストレージを不要とする構成とすべきと考えます。	製品選定の幅を広げるためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の該当部分を修正します。
24	別紙6	11	X-11②	・サーバ及びネットワーク機器が記録する100以上のログを分析する能力を有すること。	左記項目を要件から削除すべきと考えます。	製品選定の幅を広げるためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の該当部分を修正します。
25	別紙6	21	X-44③	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。	USBフラッシュドライブによる起動とし、内蔵ストレージを不要とする構成とすべきと考えます。	製品選定の幅を広げるためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の該当部分を修正します。

	種類	ページ	項目番号	該当箇所	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の提出理由	回答
26	別紙6 別紙8	-	-	-	下記端末の検証環境用を追記すべきと考えます。 D-13 事業場公開保守端末	本番環境用と検証環境用で記載内容に差異があり、誤記と考えられるためです。	本意見の端末は不要と考えます。閲覧対象とする設計資料でご確認ください。 なお、仕様書は原案のとおりとします。
27	別紙8	1	1 ソフトウェアの共通仕様 ID 2 ⑧USBポート制御	・USBポートを、接続するUSB機器製品ごとに使用許可設定ができること。	左記項目を削除すべきと考えます。	製品選定の幅を広げるためです。	本項目は情報セキュリティ要件上、必要な項目であり、仕様書は原案のとおりとします。
28	別紙9	2		ファイアウォール装置共通項目 対象：N-19、N-21、N-27	ファイアーウォールにて、インバウンド・アウトバウンド双方のトラフィックで用いられているアプリケーションを識別する機能を実装し、トラフィックの可視化を実施することをご提案致します。	昨今はHTTP(TCP80番ポート)、HTTPS(TCP443番ポート)など、ウェブブラウジングで用いられるポートを利用したアプリケーション・サービスが増加しています。例えば、掲示板・SNSを通して悪意のあるサイトへの誘い込みや、ストレージサービスなどを通しての情報漏洩など、セキュリティを脅かすポイントが数多く存在します。 そこで、同じポート番号でもどのようなアプリケーション・サービスに対するトラフィックなのかを認識できる、アプリケーション識別の機能を用い、業務に関係のないトラフィックを認識・排除し、セキュリティを強化することが可能です。	追加機能や付加価値機能としてご提案いただくことに差し支えはありませんが、求める要件としては原案のとおりとします。
29	別紙9	2		ファイアウォール装置共通項目 対象：N-19、N-21、N-28	マルウェアサイト・有害サイトへのアクセスを検知・ブロックする、URLフィルタリングの機能をご利用されることをご提案致します。	昨今の情報漏洩問題に見られるように、メール本文にマルウェアをダウンロードさせるURLを貼り付けそれをクリックさせる、いわゆる「誘い込み」の手口は、近年の標的型攻撃の典型例です。このようなサイトへのアクセスにより、端末にマルウェアがダウンロードされ、情報漏洩につながる危険性があります。 そこで、悪意のあるサイトへのアクセスを検知・ブロックする機能をファイアーウォールで具備することにより、エンドユーザが悪意のURLにアクセスしようとしても、それを防御することが可能です。	追加機能や付加価値機能としてご提案いただくことに差し支えはありませんが、求める要件としては原案のとおりとします。
30	別紙9	2		ファイアウォール装置共通項目 対象：N-19、N-21、N-29	ソフトウェア、OSの脆弱性を突く攻撃、スパイウェア、ウィルスを検知・防御するため、これらの脅威に対するシグニチャを持つIPS機能をご利用されることをご提案致します。	左記の脅威に対する検知・防御を実施するため、IPS機能は必要不可欠です。ファイアーウォールとIPSが別筐体の場合、ログを突合しなければ脅威が浮き彫りにならないケースもあるため、ファイアーウォールでIPS機能を実装しログの一元管理を行うことで、異常な通信を把握しやすくなるというメリットがあります。	追加機能や付加価値機能としてご提案いただくことに差し支えはありませんが、求める要件としては原案のとおりとします。
31	別紙9	2		ファイアウォール装置共通項目 対象：N-19、N-21、N-30	インバウンド・アウトバウンド両方に対応した、ファイルブロッキングの機能をご提案します。	いわゆる入口・出口対策として、特定のファイルをブロックする機能は必要です。 具体的には、インバウンドのトラフィックでファイルの拡張子だけでなくペイロード部分までインスペクションし、悪意のある可能性のあるファイルをブロックします。 また、アウトバウンドのトラフィックで、データの流出をチェックし、情報漏洩の防止につなげます。	追加機能や付加価値機能としてご提案いただくことに差し支えはありませんが、求める要件としては原案のとおりとします。

	種類	ページ	項目番号	該当箇所	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の提出理由	回答
32	別紙9	2		ファイアウォール装置共通項目 対象：N-19、N-21、N-31	未知のマルウェアを検知するために、サンドボックス機能を併用されることをご提案致します。	昨今の情報漏洩事件に見られるように、マルウェアの亜種が侵入しても、既知のマルウェアの情報しか持たないシグニチャベースのIPSでは防御できません。そこで、未知のマルウェアへの対抗策として、サンドボックスにて被疑のファイルを展開し、いち早くマルウェアを発見、それに対するシグニチャを即時に作成することにより2台目以降の感染を阻止していくというアプローチが必要です。	追加機能や付加価値機能としてご提案いただくことに差し支えはありませんが、求める要件としては原案のとおりとします。
33	別紙9	2		ファイアウォール装置共通項目 対象：N-19、N-21、N-32	インバウンド・アウトバウンドのトラフィック情報を分析し、ボットに感染している可能性のある端末をリストアップする機能をご利用頂くことをご提案致します。	端末がボット(攻撃用プログラム)に感染し、ユーザの意図しないサイトに繰り返しアクセスをしたり、ユーザが認識していないうちに情報が搾取されているといったセキュリティ脅威があります。このような感染端末は早期に発見し、ボットを駆除する必要があります。ボットを発見するには、ユーザ単位でトラフィックを集計し、特定のURLに繰り返しアクセスしていないか、などボットに感染した端末が発生しがちなトラフィックの特性をもつ端末を洗い出す機能が具備されていることが望ましく、当該機能の実装を推奨する次第です。	追加機能や付加価値機能としてご提案いただくことに差し支えはありませんが、求める要件としては原案のとおりとします。